

Wisora 利用規約

第1章 総則

- 第1.1条 規約の適用
- 第1.2条 規約の変更
- 第1.3条 用語の定義

第2章 サービスの概要

- 第2.1条 サービスの概要

第3章 本契約の締結

- 第3.1条 申込の方法
- 第3.2条 申込の承諾
- 第3.3条 契約の効力発生
- 第3.4条 契約者識別番号
- 第3.5条 テナント

第4章 契約者の変更等

- 第4.1条 契約者の氏名等の変更の届出
- 第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等

- 第5.1条 利用の制限
- 第5.2条 サービスの提供中止
- 第5.3条 サービスの廃止

第6章 本契約の解除

- 第6.1条 契約者が行う契約の解除
- 第6.2条 当社が行う契約の解除

第7章 責務等

- 第7.1条 守秘義務
- 第7.2条 信用の維持
- 第7.3条 必要事項の通知

第8章 契約者による第三者への提供

- 第8.1条 再提供の前提条件
- 第8.2条 商標の使用
- 第8.3条 提供条件等の説明等

第9章 Wisoraシステムの利用

- 第9.1条 Wisoraシステムの提供
- 第9.2条 Wisoraサイトへの接続
- 第9.3条 Wisoraシステムの利用条件

第10章 サービスの特性

- 第10.1条 生成AIサービスの利用
- 第10.2条 制限付きデータ

第11章 禁止行為

第11.1条 禁止行為

第12章 料金等

第12.1条 サービス利用料

第12.2条 サービス利用料の支払方法

第12.3条 延滞利息

第12.4条 期限の利益喪失

第13章 知的財産

第13.1条 知的財産権

第14章 保証の否認

第14.1条 保証の否認

第15章 補償

第15.1条 補償

第15.2条 責任の制限

第16章 雑則

第16.1条 規約の揭示

第16.2条 プライバシーポリシー

第16.3条 反社会的勢力の排除

第16.4条 分離可能性

第16.5条 合意管轄

第16.6条 準拠法

第17章 付加機能

第17.1条 通則

第1章 総則

第1.1条 規約の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、**Wisora**に関するこの規約及びこれに関連する個別規約(以下、総称して「本規約」といいます。)を定め、本規約に従って締結される契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、**Wisora**を提供します。

第1.2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者が**Wisora**を利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の規約に規定される料金その他の提供条件を適用します。

第1.3条 用語の定義

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
関係会社	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める会社をいう。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電氣的設備をいう。
法令等	「法令等」とは、国内外の法律、政令、規則、命令、条例、通達、書面による行政指導、ガイドラインその他の司法・行政機関等により定められた規制をいう。
API	アプリケーション・プログラミング・インタフェース(Application Programming Interface)をいう。
SQL	Structured Query Languageをいう。

第2章 サービスの概要

第2.1条 サービスの概要

Wisoraは、WebサイトやPDFファイルなどの資料をアップロードするだけで、それらの情報に基づいて回答する生成AIボットを簡単に作成・設置できる法人向けサービスです。サービスの具体的な内容や詳細な使用条件については、当社ウェブサイトに掲示します。申込にあたっては、事前に当社ウェブサイトの内容をご確認ください。

第3章 本契約の締結

第3.1条 申込の方法

Wisoraの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約を承認した上で、当社所定の手続に従ってオンラインで申込(以下、「申込」といいます。)を行うものとします。

第3.2条 申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者が**Wisora**の提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めています。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
 - (1) 申込者が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (2) 申込者に対する**Wisora**の提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
 - (3) 申込者に対する**Wisora**の提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
 - (5) 申込者が第5.1条(利用の制限)第3項各号の事由に該当するとき。
 - (6) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。

- (7) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (8) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (9) 申込者がWisoraを適切に利用する意思が無いとき。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条 契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を契約者と称するものとします。)

第3.4条 契約者識別番号

1. 当社は契約者に対して契約者識別番号を付与します。但し、契約者識別番号の付与は、契約者がWisoraを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由(技術上の理由を含みますが、これに限りません。)があるときは、契約者識別番号を変更することがあります。

第3.5条 テナント

1. Wisoraを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたテナント(以下、単に「テナント」といいます。)を作成しなければなりません。本規約で明示的に認められている場合を除き、契約者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのテナントのみ作成することができます。
2. 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成されるテナントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下、「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。
3. 契約者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、契約者は、テナントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はテナント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。
契約者は、自らのテナントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるテナントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。

第4章 契約者の変更等

第4.1条 契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が契約者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該通知は契約者に対して行われたものとみなします。

第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

1. 契約者は、別途事前に当社の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合を除き、Wisora又はWisoraシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。
2. 契約者が死亡した場合、その契約者の法定相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、当社が定める手続きに従い当社に届け出ることにより、引き続き本契約に係るWisoraの提供を受ける権利を承継することができます。この場合、当該相続人は、元契約者の本契約上の地位(元契約者の本契約上の義務を含みます。)を引き継ぐものとします。

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等

第5.1条 利用の制限

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持その他の公共の利益のために必要となる通信を優先的に取り扱うため、Wisora及びこれに付帯するサービス又は機能(第17章の付加機能を含みますが、これに限りません。以下同じ。)の利用を制限することができます。
2. 当社は、APIの過剰な呼び出し、契約者又はエンドユーザーその他の第三者による過剰な質問等の入力、システムに過剰な負荷がかかるコマンドの入力、その他当社がWisoraその他のサービス又は機能を提供するのに用いるリソースを継続的又は著しく占有する行為又は処理を検知し、かかる行為又は処理を停止または制限することができます。
3. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対するWisora及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を停止又は制限することができます。
 - (1) 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき
 - (2) 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (3) 契約者が第11.1条(禁止行為)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 第3.2条(申込の承諾)第2項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
 - (5) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。

第5.2条 サービスの提供中止

1. 当社は、次の場合にはWisora及びこれに付帯するサービス又は機能の提供を中止することができます。
 - (1) 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
 - (2) 当社がWisoraを契約者に提供するのに必要なサービス(以下「基幹サービス」といいます。)を当社に対して提供する電気通信事業者又はクラウドサービス提供事業者(以下「基幹サービス提供事業者」といいます。)が当社への基幹サービスの提供を停止するとき。
 - (3) 第3.4条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
 - (4) 当社がWisoraの提供に影響し得る情報セキュリティに関する問題を検知したとき。
2. 当社は、前項の規定によりWisora及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5.3条 サービスの廃止

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、Wisora及びこれに付帯するサービス又は機能の全部又は一部を廃止することがあります。

第6章 契約の解除

第6.1条 契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当

該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第5.1条(利用の制限)、又は第5.2条(サービスの提供中止)第1項の事由が生じたことにより**Wisora**及びこれに付帯するサービスを利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第6.2条 当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
 - (1) 第5.1条(利用の制限)の規定により**Wisora**の提供を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
 - (2) 第5.1条(利用の制限)第3項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (3) 当社と基幹サービス提供事業者との間の基幹サービスの提供に関する契約が解除されたとき。
2. 第5.3条(サービスの廃止)の規定により契約者が利用する**Wisora**の全部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約が解除されたものとします。

第7章 責務等

第7.1条 守秘義務

1. 当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第3.1条(申込の方法)に基づく申込以降、相手方の技術上、経営上及び知り得た相手方のその他一般に公表していない一切の情報(以下、「秘密情報」といいます。)に関する秘密を厳守し、これを**Wisora**及びこれに付帯するサービス又は機能の提供又は使用の目的以外に使用しないこととします。
2. 前項にかかわらず、当社及び申込者は、法令等に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。また、当社は**Wisora**及びこれに付帯するサービス又は機能の提供に必要な範囲で、当社の関係会社に対し、秘密情報を開示することができるものとします。
3. 本条は本契約の締結に至らなかった場合又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

第7.2条 信用の維持

契約者は、**Wisora**及びこれに付帯するサービス又は機能の使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第7.3条 必要事項の通知

1. 契約者は、第12.4条(期限の利益喪失)各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとします。
2. 当社は、契約者に対して、契約者が**Wisora**の提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。
 - (1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
 - (2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
 - (3) **Wisora**の提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
 - (4) 当社の解散

第8章 契約者による第三者への提供

第8.1条 再提供の前提条件

契約者は、**Wisora**を自己の商品又はサービス(以下「契約者サービス」といいます。)に組み込んで、第三者(かかる第三者を、以下「契約者顧客」といいます。)に提供することができます。ただし、その場合、契約者サービスの提供に関する一切の責任は契約者が負担するものとします。また、契約者は契約者顧客の本規約の条件の遵守について責任を負うものとし、契約者顧客の本規約の不履行は、契約者の不履行とみなします。

上記にかかわらず、契約者は、別途当社から書面又は電磁的方法による事前の承諾を得ない限り、**Wisora**に付加価値をつけることなく、**Wisora**を再販売、サブライセンスその他の方法で第三者に提供することはできません。なお、当該付加価値の有無は当社がその裁量により判断します。

第8.2条 商標の使用

契約者は、再提供にあたって当社の登録商標又は商標の使用を希望するときは、当社の承諾を得るものとし、当社が別途定める条件を遵守するものとします。

第8.3条 提供条件等の説明等

1. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、契約者サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要し、当社はその不順守等に基づく一切の責任を負いません。
2. 契約者は、第8.1条(再提供の前提条件)に従って契約者サービスを提供するときは、自らの責任により、契約者顧客その他の第三者からの料金若しくはサービス内容に関する問合せ、契約者サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応等を行うことを要します。

第9章 **Wisora**システムの利用

第9.1条 **Wisora**システムの提供

当社は、契約者に対し、**Wisora**を使うことのできるコンソールシステム(以下、「**Wisora**システム」といいます。)を、WEBサイト(以下、「**Wisora**サイト」といいます。)を通じて提供します。

第9.2条 **Wisora**サイトへの接続

契約者が**Wisora**サイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。**Wisora**サイトへの接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第9.3条 **Wisora**システムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、**Wisora**を使用するためにのみ**Wisora**システムを利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、**Wisora**システムにより提供する情報(以下、「SORACOM提供情報」といいます。)の内容その他の**Wisora**システムの内容を変更することができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第10章 サービスの特性

第10.1条 生成AIサービスの利用

1. **Wisora**には、生成AIサービスを利用する仕組みがあります。契約者は、それらの生成AIサービスを販売又は提供する者(以下、「生成AIサービスプロバイダー」といいます。)が生成AIサービスに関して定める規約(以下、「AIプロバイダー規約」といいます。)において、性質上エンドユーザーが遵守すべき義務を遵守し、エンドユーザーの利用にも課せられるべき制約事項に服するものとします。AIプロバイダー規約には、以下が含まれますが、これらに限りま

せん。

(A) OpenAI

- [利用規約](#)

- [Usage policies](#)

2. 疑義を避けるために述べると、当社は、AIプロバイダー規約における「お客様」、「貴社」、「Customer」、「You」その他表現の如何を問わず、生成AIプロバイダーと直接の契約関係に立つ当事者の地位もしくは権利を契約者に与えるものではありません。また、かかる地位もしくは権利が生成AIプロバイダーにより契約者に与えられることを保証するものでもありません。
3. 本規約の規定が、AIプロバイダー規約と矛盾する場合、本規約の規定を優先します。
4. 契約者は、以下の点に同意の上、Wisoraを利用するものとします。
 - (1) 契約者は、各生成AIサービス及びWisoraにおける、AIモデルの重み(入力値の重要性、貢献度を数値化して表したものをいいます。)の抽出など、AIモデル、アルゴリズムその他各生成AIサービス及びWisoraのシステムの基礎となるコンポーネントを探索し、又は分析してはならないものとします。
 - (2) 契約者は、各生成AIサービス、Wisora及びそれらによる出力結果からデータを抽出するために、ウェブスクレイピング、ウェブハーベスティング等のウェブデータの抽出方法を使用してはならないものとします。
 - (3) 各生成AIサービス及びWisoraは、サービス又は機能の中断、欠陥、エラーその他の障害が、人の死傷、又は物理的もしくは環境的な損害につながる可能性のある使用（以下、総称して「ハイリスク使用」といいます。）をサポートするように設計されていません。したがって、契約者は、各生成AIサービス又はWisoraの中断、欠陥、エラーその他の障害が発生した場合でも、人、物、環境の安全性が合理的、適切、かつ合法的な水準を下回らないように、自らの商品又はサービスを設計及び実装する必要があります。契約者による各生成AIサービス及びWisoraのハイリスク使用は、契約者自身の責任において行われるものとします。契約者は、厳格責任に基づく請求、又は生成AIサービスプロバイダーもしくは当社が各生成AIサービス又はWisoraを設計もしくは契約者に提供する場合に過失があったとの請求を含め、各生成AIサービス又はWisoraのハイリスク使用に起因する請求に関連する全ての損害、費用及び弁護士費用について、生成AIサービスプロバイダー、生成AIサービスプロバイダーの関係会社、当社及び当社の関係会社（以下、総称して「被補償者」といいます。）を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。
 - (4) 契約者は、AIによる判断には誤りが含まれ得る可能性があることを常に認識し、ある決定が個人の法的地位、経済的地位、雇用機会、人権に結果的に影響を及ぼす可能性がある場合、又は個人に身体的もしくは心理的な傷害をもたらす可能性がある場合、各生成AIサービス及びWisoraのみに依存して、適切な人間の監視・分析なしにかかる決定を下してはなりません。
 - (5) 契約者は、生成AIサービス又はWisoraに個人情報を入力する場合は、かかる個人情報につき、法令に従って同意の取得等必要な措置を行うものとします。これには、生成AIサービスによって処理される画像・映像に写る個人から必要な同意を得ることが含まれます。当社は、かかる措置が適切になされていなかったことにつき一切の責任を負わず、契約者は、かかる個人情報の処理に関連する全ての損害、費用及び弁護士費用について、被補償者を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。
 - (6) 契約者は、AIサービス又はWisoraに関連して契約者が提供又は利用したデータが、営業秘密を不正流用し、又は第三者の知的財産権を侵害していると主張する範囲において、第三者からの請求に対して、被補償者を防御し、補償し、被補償者に損害を与えないものとします。
5. 契約者は、Wisoraを用いるにあたって、本規約第7.1条(守秘義務)にかかわらず、各生成AIプロバイダーがデータを利用することにつき同意します。生成AIサービスプロバイダーによるデータの具体的な取り扱いについては以下を含む適用されるAIプロバイダー規約をご参照ください。

- <https://openai.com/ja-JP/business-data/>
6. 当社は、契約者又はエンドユーザーその他の第三者がWisoraに対して過度に多くの質問、

要求その他の入力をしていると当社の裁量により判断した場合には、契約者の利用を制限する措置をとることができるものとします。

第10.2条 制限付きデータ

Wisoraは、HIPAA (Health Insurance Portability And Accountability Act) に基づく保護医療情報 (Protected Health Information)、GDPR (一般データ保護規則) に基づく特別なカテゴリーの個人データ (special categories of personal data)、その他適用される法律の下で一般的な個人データとは異なる取り扱いが求められるセンシティブな情報 (以下、総称して「制限付きデータ」といいます) を処理するように設計または意図されていません。契約者は、制限付きデータのWisora又は関連サービスへの入力、保存、送信等 (以下、「入力等」といいます。) を行わないとともに、かかる入力等につき単独で責任を負うものとします。当社は、Wisoraの使用に関連する制限付きデータの取り扱いについて、いかなる責任も負わないものとします。

第11章 禁止行為

第11.1条 禁止行為

本規約の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 電気通信事業法及び電波法等の関連する法令等が定める技術基準及び無線設備規則に適合しない端末機器を利用すること
- (2) Wisoraが対応しない端末機器を利用すること
- (3) Wisora用に使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
- (4) 児童買春、児童ポルノの閲覧又は取得、迷惑メール又はSMS等の送信その他当社が不適切と判断する目的においてWisoraを利用する行為
- (5) Wisoraシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
- (6) 第三者の使用に供するためにWisoraシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること。
- (7) 第三者(契約者顧客を除きます。) にWisoraシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること。
- (8) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること。
- (9) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
- (10) 当社又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
- (11) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること。
- (12) プロンプトインジェクション、SQLインジェクション、不正なアクセス、コンピューターウイルス等を用いて、Wisoraシステム、SORACOM提供情報を格納するサーバー、Wisora又はAIサービスに対して攻撃を行ったり、当社もしくはAIベンダーが意図せぬ操作を行わせること。
- (13) Wisoraシステムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと。
- (14) その他法令、本規約又はAIプロバイダー規約等に違反する行為を行うこと。
- (15) 料金表記載の無料利用枠を複数獲得する目的など、テナントを濫用的に複数作成すること
- (16) 前各号の行為を第三者に行わせること。

第12章 料金等

第12.1条 サービス利用料

当社が提供するWisoraの料金(以下、「Wisora サービス料」といいます。) は、当社ウェブサイトにて定めるところによります。料金の計算方法は、「[料金計算の方法等に関する規約](#)」に定める通りです。但し、同規約第1項及び第3項にかかわらず、1料金月、日本標準時を基準とし、Wisoraの利

用を開始した日を起算日として、起算日が属する月の翌月の応当日の前日（例えば5月31日に利用を開始した等、翌月に応当日が無い場合は、翌月の中で最も応当日に近い日（上記の例では6月30日）の前日）とします。また、基本料金（Wisoraサービス料のうち、従量制ではなく、毎月一定額が課金される部分を指します。）は利用開始日に課金されますが、従量料金は、料金月の終了後に集計され、課金されます。

第12.2条 サービス利用料の支払方法

契約者は、Wisoraサービス料を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第12.3条 延滞利息

契約者は、Wisoraサービス料その他の本契約に基づく支払債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第12.4条 期限の利益喪失

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担するWisoraサービス料その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにそのWisoraサービス料その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
- (2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
- (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が發送されたとき
- (5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
- (6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (7) 契約者の所在が不明なとき。
- (8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

第13章 知的財産

第13.1条 知的財産権

Wisora、Wisoraシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能（第17章規定の付加機能を含みますが、これに限りません。以下同じ）に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本規約、Wisora、Wisoraシステム又はこれらに付帯するサービス又は機能の提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第14章 保証の否認

第14.1条 保証の否認

契約者は、Wisora、Wisoraシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能は現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供されるWisora、Wisoraシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能に関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第15章 補償

第15.1条 補償

当社及び契約者は、本規約に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本規約に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第15.2条 責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によってWisora、Wisoraシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能が利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、Wisoraを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりWisoraが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。))に応じたWisoraサービス料の金額を、当該契約者に対する請求額から減額します。但し、契約者が利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。また、Wisoraの利用不能につき、当社が負う責任及び契約者に与えられる救済手段は、本条に定める減額に限られるものとします。
3. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額Wisoraサービス料を上限とします。
4. 前各項の規定にかかわらず、基幹サービス提供事業者の帰責事由によるWisoraの利用不能の場合には、当社は、基幹サービス提供事業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実が発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。))につき責任を負います。
5. 当社は、Wisoraの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
6. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はかかる変化又は消失につき責任を負いません。
7. 前各項による当社の損害賠償責任の制限は、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合には適用しないものとします。

第16章 雑則

第16.1条 利用規約の掲示

当社は、最新の本規約を当社のウェブサイトにおいて掲示することとします。

第16.2条 プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。))を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第16.3条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。))又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。))に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
 3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第16.4条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第16.5条 合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16.6条 準拠法

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第17章 付加機能

第17.1条 通則

1. 当社は、Wisoraの付加機能に関する契約者の損害につき第15.2条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。契約者は、当社がウェブサイトに掲示する各付加機能の利用方法その他の提供条件を確認し、それらに従って各付加機能を利用するものとします。